

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、宮城県・市町村・指定地方行政機関・指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づく「宮城県地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、宮城県防災会議が策定する計画であり、宮城県の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき風水害等防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

県では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害等の防災対策を推進する。

さらに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるよう必要な措置を講ずる。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期する。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

第5 基本方針

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、各種のハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路・避難

階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する必要がある。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時においては、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

5 自助・共助による取組みの強化

大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人一人が防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、国、県、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6 二次災害の防止

大規模災害の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害発生時においては、大量の災害廃棄物が発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

8 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、災害時要援護者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時においては、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難勧告を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

11 多様な主体の参画による防災対策の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づ

くりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県・市町村及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互に協力する。

第2 組織

1 防災会議

宮城県防災会議は、知事を会長として、災害対策基本法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本県における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

2 災害対策本部等

県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、防災関係機関において定めておく。

第3 各機関の役割

1 宮城県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう支援、協力、

指導，助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は，その業務の公共性又は公益性にかんがみ，自ら防災活動を実施するとともに，県及び市町村の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は，平素から災害予防体制の整備を図るとともに，災害時には，防災対策業務を行い，県，市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 県民

県民一人ひとりには「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に，風水害等災害に関する知識，災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など，平常時から地域，家庭，職場等で風水害等災害から身を守るために，積極的な取り組みに努める。

また，3日分の食料や生活物資の備蓄，非常持出品の準備等，家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は，自主防災組織や防災訓練への参加，自発的な被災者の救助・救急活動への協力など，それぞれの立場において防災，減災に寄与するよう努める。

また，過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止，被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

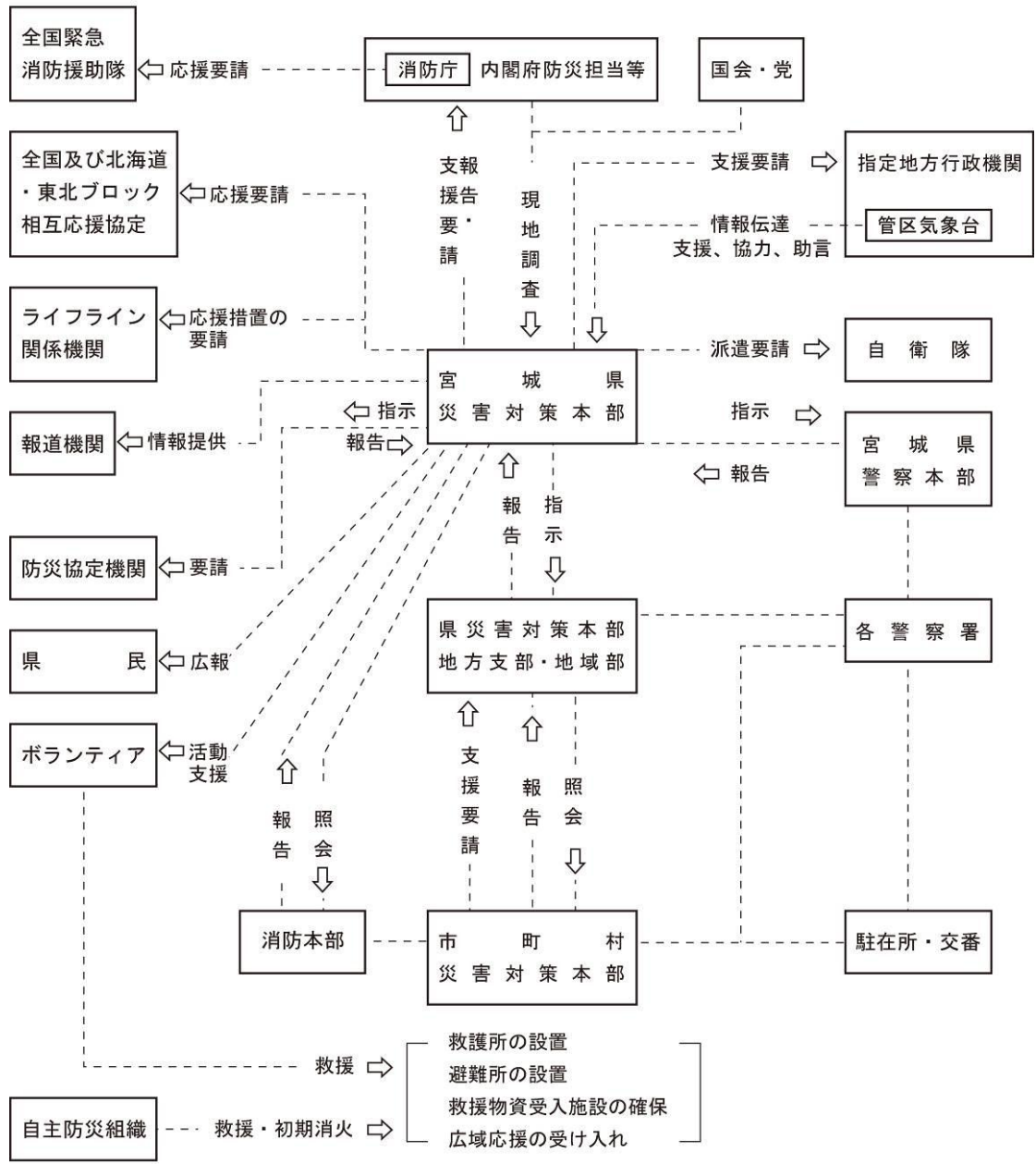
7 企業

企業は，災害時の企業の果たす役割を十分に認識し，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化などに加え，災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより，予想被害からの事業復旧の手順化，取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また，災害発生時における帰宅困難者対策として，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

1-2 各機関の役割と業務大綱

各機関の役割フロー
 -災害対策本部設置以降-



※県は広域応援など応急対策等の総合調整を担う
 ※市町村は住民と直結した具体的な災害活動を担う

⇨ 情報の共有化
 ⇨ 自衛隊等の広域応援

第4 防災機関の業務大綱

【県・市町村】

1 宮城県

- (1) 宮城県防災会議の事務
- (2) 宮城県災害対策本部の事務
- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 通信体制の整備・強化
- (5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施
- (6) 情報の収集・伝達及び広報
- (7) 自衛隊への災害派遣要請
- (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進
- (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施
- (10) 交通及び緊急輸送の確保
- (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援
- (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策
- (13) 保健衛生，文教対策
- (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整
- (16) 被災建築物応急危険度判定事務に関する支援
- (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 市町村

- (1) 市町村防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導
- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施
- (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
- (6) 避難の指示，勧告及び避難所の開設
- (7) 避難対策，消防・水防活動等防災対策の実施
- (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
- (9) 水，食料その他物資の備蓄確保
- (10) 清掃，防疫その他保健衛生の実施
- (11) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策

- (12) 公立幼稚園，小・中・高等学校の応急教育対策
- (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (14) 被災宅地危険度判定業務に関する事務
- (15) その他災害発生の防ぎよまたは拡大防止のための措置

【指定地方行政機関】

3 東北管区警察局

- (1) 災害状況の把握と報告連絡
- (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整
- (3) 関係職員の派遣
- (4) 関係機関との連絡調整

4 東北財務局

- (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請
- (2) 地方公共団体の災害対策事業，災害復旧事業等に関する融資
- (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等
- (4) 公共土木施設，農林水産施設等の災害査定の立会
- (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供

5 東北厚生局

- (1) 災害状況の情報収集，通報
- (2) 関係職員の派遣
- (3) 関係機関との連絡調整

6 東北農政局

- (1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導
- (2) 農地・農業用施設，農地海岸保全施設，共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導
- (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導
- (4) 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導
- (5) 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付及び指導
- (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

7 東北森林管理局

- (1) 山火事防止対策
- (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給
- (3) 林道の適正な管理

- 8 東北経済産業局
 - (1) 工業用水道の応急・復旧対策
 - (2) 災害時における復旧用資機材, 生活必需品及び燃料等の需給対策
 - (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
- 9 関東東北産業保安監督部東北支部
 - (1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策
 - (2) 鉱山における人に対する危険の防止, 施設の安全, 鉱害の防止, 保安確保の監督指導
- 10 東北運輸局
 - (1) 交通施設等の被害, 公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達
 - (2) 緊急輸送, 代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
- 11 東京航空局仙台空港事務所
 - (1) 災害時における航空機による輸送に関し, 安全確保のための必要な措置
 - (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用
- 12 第二管区海上保安本部
 - (1) 災害予防
 - イ 防災訓練に関する事項
 - ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項
 - ハ 調査研究に関する事項
 - (2) 災害応急対策
 - イ 警報等の伝達に関する事項
 - ロ 情報の収集に関する事項
 - ハ 活動体制の確立に関する事項
 - ニ 海難救助等に関する事項
 - ホ 緊急輸送に関する事項
 - ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項
 - ト 関係機関等の防災応急対策の実施に対する支援に関する事項
 - チ 流出油等の防除に関する事項
 - リ 海上交通安全の確保に関する事項
 - ヌ 警戒区域の設定に関する事項
 - ル 治安の維持に関する事項
 - ヲ 危険物の保安措置に関する事項
 - (3) 災害復旧・復興対策
 - イ 海洋環境の汚染防止に関する事項

ロ 海上交通安全の確保に関する事項

13 仙台管区気象台

- (1) 気象, 地象, 水象の観測及びその成果の収集, 発表
- (2) 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報, 通信等の施設や設備の整備
- (3) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報, 特別警報・警報・注意報, 並びに台風, 大雨, 竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知
- (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について, 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- (6) 災害の発生が予想されるときや, 災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等
- (7) 県や市町村, その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進, 防災知識の普及啓発活動

14 東北総合通信局

- (1) 放送・通信設備の耐災性確保の指導
- (2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備
- (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置

15 宮城労働局

- (1) 事業場における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導
- (2) 労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導
- (3) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第 88 条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導
- (4) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えいの事故の確認
- (5) 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い
- (6) 労働基準法第 33 条(昭和 22 年法律第 49 号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導

16 東北地方整備局

- (1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力
- (2) 直轄河川の改修, ダム等の計画, 工事及び維持修繕その他の管理
- (3) 一般国道指定区間の維持修繕工事, 除雪等の維持その他の管理

- (4) 北上川下流，鳴瀬川，阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表，伝達
- (5) 直轄河川及び一般国道指定区間の災害応急復旧工事の実施
- (6) 一般国道指定区間の交通確保
- (7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施
- (8) 港湾施設，空港施設等の整備
- (9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策
- (10) 大規模災害対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立
- (11) 港湾施設，空港施設の災害復旧事業の実施

17 東北防衛局

- (1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整
- (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整
- (3) 原子力艦の原子力災害に関する速報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

18 東北地方環境事務所

- (1) 所管施設等の避難場所等としての利用
- (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援
- (3) 大気汚染防止法，水質汚濁防止法等に基づく検査・指示
- (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整

【自衛隊】

19 自衛隊

- (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動
- (3) 災害時における応急医療・救護活動

【指定公共機関】

20 東日本電信電話株式会社宮城支店

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの信頼性向上
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和，及び通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について，国，県，市町村及び防災関係機関との連携

21 日本銀行仙台支店

災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策

- 22 日本赤十字社宮城県支部
 - (1) 医療救護
 - (2) 救援物資の備蓄及び配分
 - (3) 災害時の血液製剤の供給
 - (4) 義援金の受付
 - (5) その他災害救護に必要な業務
- 23 日本放送協会仙台放送局
災害情報等の放送
- 24 東日本高速道路株式会社東北支社
 - (1) 高速道路等の維持管理
 - (2) 高速道路等の交通確保
 - (3) 災害時における情報収集及び伝達
 - (4) 災害復旧工事の実施
- 25 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社
 - (1) 鉄道施設の整備保全
 - (2) 災害復旧工事の実施
 - (3) 全列車の運転中止手配措置
 - (4) 人命救助
 - (5) 被災箇所の調査、把握
 - (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保
 - (7) 旅客の給食確保
 - (8) 通信網の確保
 - (9) 鉄道施設の復旧保全
 - (10) 救援物資及び輸送の確保
 - (11) 列車運行の広報活動
- 26 日本通運株式会社仙台支店
 - (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保
 - (2) 災害時の応急輸送対策
- 27 東北電力株式会社宮城支店
 - (1) 電力供給施設の防災対策
 - (2) 災害時における電力供給の確保
- 28 日本郵便株式会社東北支社
 - (1) 災害時の業務運営の確保
 - (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い

- 29 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所
- (1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
 - (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援
 - (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報
 - (4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援
- 30 日本貨物鉄道株式会社東北支社
- (1) 災害対策に必要な物資の輸送対策
 - (2) 災害時の応急輸送対策

【指定地方公共機関】

- 31 東北放送株式会社
災害情報等の放送
- 32 株式会社仙台放送
災害情報等の放送
- 33 株式会社宮城テレビ放送
災害情報等の放送
- 34 株式会社東日本放送
災害情報等の放送
- 35 株式会社エフエム仙台
災害情報等の放送
- 36 社団法人宮城県医師会
災害時における医療救護活動
- 37 社団法人宮城県トラック協会
災害時における緊急物資のトラック輸送確保
- 38 社団法人宮城県エルピーガス協会
液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
- 39 公益社団法人宮城県バス協会
- (1) 災害時における緊急避難輸送確保
 - (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
- 40 仙台空港鉄道株式会社
- (1) 鉄道施設の整備保全
 - (2) 災害復旧工事の実施

1-2 各機関の役割と業務大綱

- (3) 全列車の運転中止手配措置
 - (4) 人命救助
 - (5) 被災箇所の調査, 把握
 - (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保
 - (7) 旅客の給食確保
 - (8) 通信網の確保
 - (9) 鉄道施設の復旧保全
 - (10) 救援物資及び輸送の確保
 - (11) 列車運行の広報活動
- 41 阿武隈急行株式会社
- (1) 鉄道施設の整備保全
 - (2) 災害復旧工事の実施
 - (3) 全列車の運転中止手配措置
 - (4) 人命救助
 - (5) 被災箇所の調査, 把握
 - (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保
 - (7) 旅客の給食確保
 - (8) 通信網の確保
 - (9) 鉄道施設の復旧保全
 - (10) 救援物資及び輸送の確保
 - (11) 列車運行の広報活動
- 42 石巻ガス株式会社
- (1) ガス供給施設の防災対策
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- 43 塩釜ガス株式会社
- (1) ガス供給施設の防災対策
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- 44 古川ガス株式会社
- (1) ガス供給施設の防災対策
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- 45 宮城県道路公社
- (1) 有料道路等の維持管理
 - (2) 有料道路等の交通確保
 - (3) 災害時における情報収集及び伝達
 - (4) 災害復旧工事の実施

【宮城県警察本部】

46 宮城県警察本部

- (1) 災害情報の収集伝達
- (2) 被災者の救出及び救助
- (3) 行方不明者の捜索
- (4) 死者の検視・見分
- (5) 交通規制，緊急交通路の確保及び交通秩序の維持
- (6) 犯罪の予防，その他社会秩序の維持
- (7) 避難誘導及び避難場所の警戒
- (8) 危険箇所の警戒
- (9) 災害警備に関する広報活動

【宮城県教育委員会】

47 宮城県教育委員会

- (1) 公立幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策
- (2) 公立学校等幼児，児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策
- (3) 公立学校等教育活動の応急対策
- (4) 社会教育施設，社会体育施設の災害対策

第3節 県の概況

第1 位置

本県は、東北地方の東南部に位置し、東は太平洋に面し、西は秋田県・山形県の2県に南は福島県、北は岩手県にそれぞれ隣接している。

その面積は約7,285 k m²で、各県境などにおける緯度、経度は次表の通りとなっている。

方位	地名	経度	緯度
東端	気仙沼市唐桑崎浜地内	東経 141° 40・49・	北緯 38° 51・39・
西端	刈田郡七ヶ宿町 山形県東置賜郡高島町 境	東経 140° 16・41・	北緯 37° 58・45・
南端	伊具郡丸森町筆甫 福島県相馬市 境	東経 140° 47・46・	北緯 37° 46・13・
北端	気仙沼市細尾白石地内 岩手県陸前高田市 境	東経 141° 30・45・	北緯 39° 00・00・

第2 地勢

1 地形、地質

本県は、北上高地地帯、阿武隈高地地帯、奥羽脊梁山脈地帯及びそれらに取り囲まれる中央低地帯などによって構成されている。

北上高地と阿武隈高地は、共に古生層及び中生層よりなる古い山地である。

奥羽脊梁山脈地帯は、宮城県と山形県との県境をなしており、新第三紀以降の火山活動及びその後の隆起により山脈化した地帯である。

中央低地帯は仙北丘陵帯、仙北低地帯、仙南低地帯よりなる。この低地帯は、北上・阿武隈両高地と奥羽脊梁山脈との中間に位置し、南北に連なっている。

以上の区分は、地質の特徴と密接に関係していると考えられるので、本県の地質について以下の4地域ごとに説明する。

(1) 北上高地地帯

北上高地地帯は、岩手県東部全域を占める隆起帯であるが、その南延長が本県の北部東側に達し、緩やかな地形が南に向かうに従って、次第にその幅と高さを減じながら牡鹿半島を経て金華山まで延長する。

地質は主として古生層、中生層により構成され、それらの大部分は堆積岩よりなる。第三系の分布は西縁部の一部のみであり、第四紀の火山岩はまったくみられない。新第三紀後半から第四紀にかけての造山運動時にもその変動の影響は軽微であり、陸地として存在した安定地塊である。

(2) 阿武隈高地地帯

阿武隈高地地帯は、福島県東部に広く分布する紡錘形の隆起帯であるが、その北部は本県の南部に延び、仙台市の西部から南部にかけて広がる丘陵地帯下に没している。

隆起帯は、本県に入ると 2 つの山列に分かれる。西側の列は花崗岩で、その延長部は蔵王山・面白山・鳴子などの新第三系の基盤となって分布する。

東側の隆起帯は畑川破碎帯及び双葉破碎帯に挟まれた地塁状を構成しているが、本県側ではその幅も狭くなって著しく破碎された砂岩・粘板岩及び花崗岩よりなる。

(3) 奥羽脊梁山脈地帯

奥羽脊梁山脈地帯は、宮城・山形県境部を構成する標高 1,000m 前後の山岳地帯で、栗駒山、船形山、蔵王山などの第四紀の火山が連なっている。

この地帯は、中生代白亜紀の花崗岩類を基盤とし、新第三紀変朽安山岩、流紋岩溶岩、緑色凝灰岩類(グリーンタフ)及び第四紀の火山岩類が分布する。

新第三系の溶岩及び凝灰岩は、熱水変質を受けたほとんどが緑色に変化している。

(4) 中央低地地帯

中央低地帯は、北上・阿武隈両高地と奥羽脊梁山脈との中間に位置し、南北に連なっている。

中央低地帯は仙北丘陵地帯、仙北低地帯及び仙南低地帯によって構成されている。

イ 仙北丘陵地帯は、北上高地と奥羽山脈の間に存在し、環状又は弧状を呈する丘陵及び低地帯が交互に配列する渦状の特有な地形を形成している。

丘陵部には、中新統(堆積岩、火山岩)及び鮮新統が背斜構造を示して分布している。

ロ 仙北低地帯は、仙北平野とも呼ばれ、北上川及びその支流の諸河川によって形成された自然堤防及び後背湿地堆物よりなり、湖沼及び湿地帯がみられる。

ハ 仙南低地帯は、黒川・泉・松島・台の原丘陵の南方に広がる地域で、南北に平行な 3 帯に分けられる。

中央低地帯の基盤は新第三系で構成されている。仙台市東方から北部阿武隈高地の東側に続く海岸平野には、沖積地堆積物が広く分布し、その基盤岩は、おおむね鮮新統下部の竜の口層である。

白石・川崎・秋保などに南北に連なる盆地性の沖積地には、沖積地堆積物が分布し、その基盤岩は中新統の堆積岩及び火山岩よりなる。

阿武隈高地と高館山一体の丘陵に挟まれた角田・槻木・大河原などの盆地に

1-3 県の概況

は、第四系更新統の段丘堆積物が分布し、その基盤岩は中新統の堆積岩、火山岩及び白亜紀の花崗岩である。

2 河川及び湖沼

本県は、西部に奥羽山脈が縦走し、北東部には岩手県からの北上高地が、南東部には福島県からの阿武隈高地が本県へ続いている。これら山地を水源として、北上川、阿武隈川の二大河川のほか、迫川・江合川・鳴瀬川・七北田川・名取川・白石川などの河川が多く支流を集めて東部に流れ、仙台湾に注いでいる。

本県の河川の特徴として、北上川・阿武隈川の両河川は、その上流がいずれも隣接県の広大な山地を流域として発しているため、雨期における増水は激しく、また、その他河川のほとんどは、急峻な山地から短時間で低平地へ流れ込む形態であるため、雨期には増水・氾濫の危険を伴う特性を有している。

湖沼については、県北部の低地帯に点在していたが、その多くは干拓され、現在は、伊豆沼・内沼・蕪栗沼などが残っている。

3 海岸

本県の海岸線は、総延長約 828 km に達している。南北に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して、海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部に連なる三陸南海岸であり、南部は、仙台湾を形成する仙台湾沿岸である。

牡鹿半島の突端黒崎以北の三陸海岸は、北上の褶曲山地が海に迫り、極めて複雑な屈曲を示し、いわゆる“リアス海岸”を形成している。

4 気象

宮城県は、西に奥羽山脈がそびえ、東は北上高地の南端となる牡鹿半島が突出し、その間には仙台平野が広がる。また、東に広がる三陸沖では、日本の南の太平洋を北上する暖かい黒潮と千島列島に沿って南下する冷たい親潮が接触する。

このため、春は、寒暖の変動を繰り返しながら暖かくなり、桜前線が北上する。梅雨の時期は天気がぐずつき、ヤマセによる低温や梅雨末期に大雨となることもあるが、梅雨明け後は蒸し暑い夏となる。そして秋には空が高く感じられる秋晴れとなるが、秋雨や台風の襲来により大雨となることもある。

このように、宮城県では四季の変化が明瞭に現れる。冬は山沿いで雪となるが、平野は晴れの日が続く。

春(3～5月)は、高気圧と低気圧が交互に通過し、気温は寒暖の変動を繰り返しながら上昇していく。高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却により気温が下がり霜の降ることがある。一方、低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くとフェーン現象により空気が乾燥し林野火災が発生しやすくなる。

なお、5月から6月はひょう害が発生しやすい時期である。

夏(6～8月)のうち6月中旬から7月下旬の約1か月半は梅雨期(東北南部の平年の梅

雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月25日頃)となる。オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセと呼ばれる湿った冷たい東よりの風の影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く。7月下旬から8月上旬にヤマセが続くと低温と日照不足になり稲の生育に大きく影響する。梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、気温が高くなる。なお、梅雨末期から秋雨の時期にかけては、年間で最も大雨に対する警戒が必要な時期である。

秋(9~11月)の前半は、秋雨前線が日本付近に停滞し、ぐずついた天気が続くことがある。台風は日本付近を通過することが多くなり、台風や秋雨前線の影響により大雨となることもある。秋の後半は、移動性高気圧に覆われ、秋晴れのさわやかな天気の日が多くなる。

冬(12~2月)は、大陸から張り出す高気圧と、千島方面に発達した低気圧がある西高東低の冬型の気圧配置が現れる。西よりの風が強く吹き、日本海から流れ込む雪雲は奥羽山脈を越えて山沿いで雪を降らせる。平野は晴れて乾燥した日が続くが、本州の南岸を通る低気圧などにより大雪となることがある。

なお、仙台(仙台管区气象台)における年平均気温(平年値:統計期間 1981~2010年)は、12.4℃(東京 16.3℃)、年降水量(平年値)は1,254.1mmとなっている。

5 人口の推移

平成22年10月1日の国勢調査による本県の人口は、234万8,165人(男1,139,566人・女1,208,599人)で、全国15位であり、平成17年の国勢調査人口に対し0.5%、1万2,053人の減少となっている。

人口密度は、1km²当たり、322.3人で全国平均343.4人を下回っている。

地域別の状況は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡、宮城郡、黒川郡の5市8町1村で構成される仙台圏が149万98人と人口の63.46%を占め、石巻圏21万3,780人(9.10%)、大崎圏21万789人(8.98%)、仙南圏18万3,679人(7.82%)、気仙沼・本吉圏9万918人(3.87%)、栗原圏7万4,932人(3.19%)、登米圏8万3,969人(3.58%)である。

6 土地利用

現況については、奥羽山脈など山岳部や山麓部には、生産性の高い森林や自然性の豊かな森林が広がり、林業の場、レクリエーションの場として利用されている。

仙北の丘陵地や仙南の丘陵地を含む広大な仙台平野は、各河川によって涵養され、これらの主要河川の流域を中心に集落が開け、全国有数の穀倉地帯を形成している。

仙台湾臨海部は、仙台塩釜港、石巻港の建築を契機として、工業開発が進み、県土の中でも人口の集積や商工業、教育文化機能の集積が著しく、都市的土地利用が最も進んでいる。

利用形態別の推移をみると、昭和47年から平成14年までの30年間においては、農

用地が 265k m²、森林が 168k m²減少した一方で、宅地が 178k m²、道路が 116k m²の増加となっており、総体的に、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。

7 交通

(1) 道路

本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,361.0km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,178.1km)、一般県道(1,133.7km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,157.7km)で構成されており、総延長は平成23年3月末現在で24,830.5kmとなっている。

(2) 鉄道

県内の鉄道網は、JR線については東北新幹線、東北本線、常磐線の3路線が南北に走り、仙石線等6路線が、仙台市、大崎市を中心に東西に走っている。営業キロは平成16年3月末現在で新幹線124.8km、在来線406.3kmに及んでいる。

また、その他の私鉄については、県南部に、阿武隈急行線(県内営業キロ25.5km)、地下鉄については、仙台市内に南北線(14.8km)が走っている。

(3) 空港

仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。

平成25年11月現在、国内定期便は、国内8都市(札幌、成田、小松、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄)、国際定期便は、海外8都市(ソウル、グアム、ホノルル、北京、大連、上海、長春、台北)への路線が開設されている。

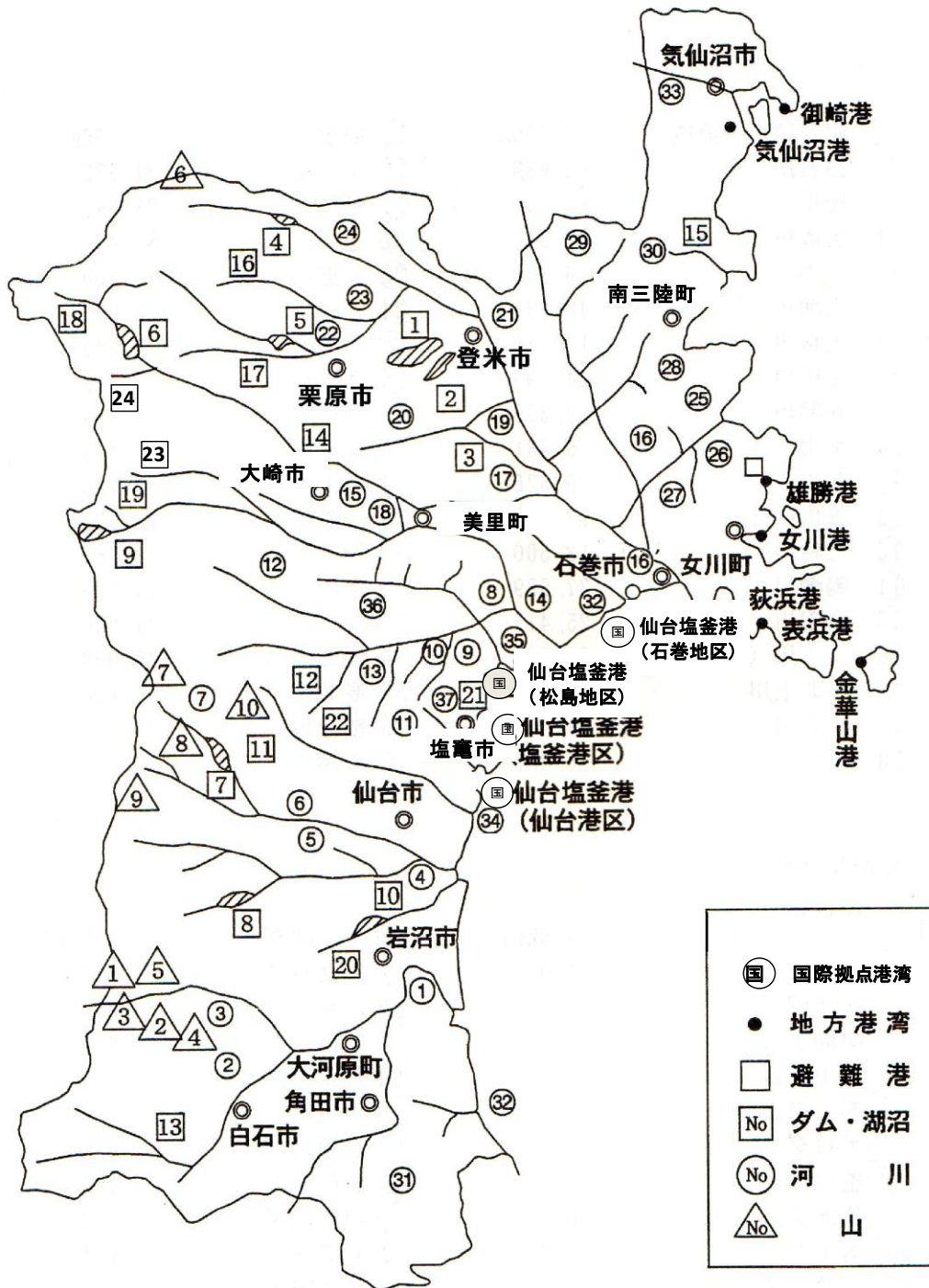
なお、平成22年における輸送実績は、旅客数が282万6千人、貨物量は1万2千トンであった。

(4) 港湾

本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区)及び地方港湾として気仙沼港、女川港など7港がある。

港湾における取扱貨物量は平成22年で4,061万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,285万トンである。

宮城県地勢図



1-3 県の概況

主な山

▲1	熊野岳	1,841 m	▲6	栗駒山	1,627 m
▲2	屏風岳	1,825	▲7	船形山	1,500
▲3	刈田岳	1,758	▲8	後白髪山	1,284
▲4	不忘岳	1,705	▲9	面白山	1,264
▲5	五色岳	1,672	▲10	北泉ヶ岳	1,253

主な河川

①	阿武隈川（県内）	53,600 m	⑲	旧迫川	26,100 m
②	白石川	69,689	⑳	小山田川	31,572
③	松川	20,745	㉑	夏川	21,598
④	名取川	42,543	㉒	迫川	87,434
⑤	笹川	6,200	㉓	二迫川	47,400
⑥	広瀬川	40,035	㉔	三迫川	38,072
⑦	大倉川	19,636	㉕	大沢川	6,840
⑧	吉田川	44,199	㉖	富士川	8,760
⑨	味明川	2,399	㉗	追波川	8,944
⑩	滑川	5,481	㉘	南沢川	5,445
⑪	西川	9,526	㉙	二股川	15,722
⑫	善川	13,854	⑳	伊里前川	7,800
⑬	竹林川	13,500	㉑	坂元川	6,563
⑭	鳴瀬川	77,589	㉒	定川	17,781
⑮	多田川	25,417	㉓	大川	11,890
⑯	北上川（県内）	54,000	㉔	七北田川	40,899
⑯'	旧北上川	35,000	㉕	高城川	7,656
⑰	江合川	79,961	㉖	鶴田川	13,681
⑱	新江合川	5,200	㉗	砂押川	14,491

主な沼及びダム

①	伊豆沼	4.5 km ²	⑬	七ヶ宿ダム	4.1 km ²
②	長沼	4.0	⑭	化女沼ダム	0.7
③	燕栗沼	1.2	⑮	払川ダム	0.08
④	栗駒ダム	0.8	⑯	荒砥沢ダム	0.8
⑤	花山ダム	2.4	⑰	小田ダム	0.9
⑥	鳴子ダム	2.1	⑱	上大沢ダム	0.08
⑦	大倉ダム	1.6	⑲	筒砂子ダム	1.2
⑧	釜房ダム	3.9	⑳	川内沢ダム	0.2
⑨	漆沢ダム	0.8	㉑	惣の関ダム	0.2
⑩	樽水ダム	0.4	㉒	宮床ダム	0.4
⑪	七北田ダム	0.5	㉓	二ツ石ダム	0.5
⑫	南川ダム	0.9	㉔	岩堂沢ダム	0.7